

障害状態確認届（診断書）等の提出について

～診断書の送付時期が変わりました～

障害状態確認届（診断書）等は、引き続き障害等級に該当するかどうか、障害の状態を確認するためにご提出いただくものです。

診断書が届いてから、提出期限（誕生月の末日）までの間に診察を受けて、同封の返送用封筒に切手を貼った上でご提出ください。

※ これまで、提出期限の約1か月前に診断書を送付していましたが、提出期限の約3か月前に送付するよう変更しました。なお、障害の状態が悪化している場合の年金額の改定は、これまでどおり提出期限の翌月からとなります。

※ 今回お送りした障害状態確認届（診断書）以外の診断書を提出される場合は、障害状態確認届（診断書）も併せて返送いただくようお願いします。

※ 肺結核、じん肺、肺機能障害など呼吸器疾患の方は、診断書に加えて、レントゲンフィルムの添付が必要です。下記の「レントゲンフィルム整理票」をレントゲンフィルム裏面下部中央に貼り付けてご提出ください。呼吸器疾患以外の方は、レントゲンフィルムの添付は不要です。

※ 返送用封筒を紛失、汚損した場合は、お手持ちの封筒で、下記郵送先へ郵送してください。また、お近くの年金事務所でもご提出いただけます。

【裏面もご覧ください】

----- キリトリ線（お手持ちの封筒で郵送する場合にご利用ください） -----

（郵送先）〒162-8799 日本郵便株式会社 牛込郵便局 私書箱 145号
日本年金機構

----- キリトリ線 -----

レントゲンフィルム整理票

年金証書の基礎年金番号・年金コード			
(フリガナ) 氏名			
生年月日	明.大.昭.平 年 月 日	レントゲンの枚数	枚
住所	〒		